

# 宿泊事業者受入環境整備支援補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

## (趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス拡大の影響を受けた宮崎県内の宿泊施設に対し、予算の範囲内において、宿泊事業者受入環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2項第1項に規定する旅館業を営む事業者をいう。ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む事業者を除く。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者であること。
- (2) 宿泊事業者の構成員等が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他補助が適当でないと会長が認める者ではないこと。

## (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 国や県、市町村等による同様の補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。
  - (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
  - (2) 一施設あたりの上限額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金交付申請書 (別記様式第1号)
- (2) 宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金収支予算書 (別記様式第2号)

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 前条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、協会は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書 (別記様式第3号) により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、内容の変更等により申請額に変更が生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに協会に提出しなければならない。

- (1) 宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金変更交付申請書 (別記様式第1号)
- (2) 宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金変更収支予算書 (別記様式第2号)

(中止又は廃止の届出)

第9条 事業の中止又は廃止をする時は、速やかに中止・廃止届出書 (別記様式第4号) を協会に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、概算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、概算払請求書 (別記様式第5号) を協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了の日から20日以内に、次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 (別記様式第6号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第7号)

(3) その他必要と認められる書類

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を対象経費以外に利用したとき。
- (2) 対象事業を実施しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の額の確定)

第13条 第11条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に対し確定通知書（別記様式8号）を通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年5月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宿泊事業者受入環境整備支援事業補助金から適用する。

別表（第4条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
安心安全対策事業	宿泊施設利用者の安心安全確保のための取組に要する経費	10/10以内 (上限300千円)
事業回復促進事業	収束後を見据えた事業回復のための取組に要する経費	

別記

様式第1号（第5条、第8条関係）

令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者

施設所在地	_____
施設名称	_____
申請者住所	_____
氏名（法人の場合は 名称及び代表者職・氏名）	_____ 印
旅館業許可番号	_____
客室数	_____
従業員数	_____

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金（変更）交付申請書

このことについて、下記のとおり宿泊事業者受入環境整備支援事業補助金の（変更）交付を受けたいので申請します。

記

1 実施計画

取組項目	実施時期・内容	金額（税別）
安心安全確保のための取組	時期： 内容：	
事業回復のための取組	時期： 内容：	
合 計		

※ 税別（本体価格）を記載してください。

2 申請額 \_\_\_\_\_ 円

※ 上限額は、300,000円です。合計額が300,000円を上回る場合は、300,000円とご記載ください。

3 事業担当者

担当者所属部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金（変更）収支予算書

1 収入の部

項目	金額（円）	備考
宮崎県観光協会補助金		
自己資金		
その他（ ）		
計		

2 支出の部

区分	金額（円）	備考
計		

<誓約書>

以下のとおり誓約します。 ※ チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 申請に係る施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む施設ではありません。
- 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（記名押印又は署名）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者職・氏名）

印

様

公益財団法人宮崎県観光協会  
会長 米良 充典

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金の交付決定について

令和2年 月 日付けで交付申請のあった宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容 交付申請書に記載のとおり
- 3 支払方法 概算払

令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地 \_\_\_\_\_  
施設名称 \_\_\_\_\_  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
氏名（法人の場合は \_\_\_\_\_ 印  
名称及び代表者職・氏名）  
旅館業許可番号 \_\_\_\_\_

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金に係る事業中止・廃止届出書

令和2年 月 日付けで交付申請した宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金における事業について、下記のとおり中止・廃止いたしますので届け出ます。

記

交付申請額 又は交付決定額	円
中止・廃止の理由	



令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名（法人の場合は  
名称及び代表者職・氏名） \_\_\_\_\_ 印

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金概算払請求書

令和2年 月 日付け宮観協観第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定のあった、標記補助事業について、宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 今回請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地 \_\_\_\_\_  
施設名称 \_\_\_\_\_  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 (法人の場合は \_\_\_\_\_ 印  
名称及び代表者職・氏名)  
旅館業許可番号 \_\_\_\_\_  
客室数 \_\_\_\_\_  
従業員数 \_\_\_\_\_

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 実施実績

取組項目	実施時期・内容	金額（税別）
安心安全確保のための取組	時期： 内容：	
事業回復のための取組	時期： 内容：	
合 計		

※ 税別（本体価格）を記載してください。

※ 実績が分かる資料（領収書の写し、写真等）を添付してください。

収支決算書

1 収入の部

項目	金額（円）	備考
宮崎県観光協会補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

区分	金額（円）	備考
計		

※支出額が補助金交付決定額を下回る場合には、差額の補助金は返還していただくことになります。

宮観協観第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人宮崎県観光協会  
会長 米良 充典

宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金の交付額の確定について

令和2年 月 日付け宮観協観第 号で交付決定した宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、宿泊事業者受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |